

「（仮称）協同労働の協同組合法」の制定に関する意見書

近年の労働環境の大きな変化は、ワーキングプアやネットカフェ難民といった新たな貧困層を生じるなど、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっている。また、高齢者、障害を抱える人々や社会とのつながりがつけない若者など、働きたくても働けない人々の増加は、日本全体を覆う共通した課題となっている。

こうした中、働く者や市民が協同で出資し、協同の経営で働く「協同労働」を旨とする協同組合は、働くことを通じて人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けており、社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めている。

しかし、現在、この協同組合は法的根拠がないため、社会的に十分認知されておらず、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く人個人にかかる等の問題があり、法制化が望まれている。

よって、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開く有力な制度として、「（仮称）協同労働の協同組合法」を速やかに制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

愛知県北名古屋市議会

衆議院議長 河野 洋 平 様

参議院議長 江 田 五 月 様

内閣総理大臣 麻 生 太 郎 様

総 務 大 臣 鳩 山 邦 夫 様

厚生労働大臣 舩 添 要 一 様

経済産業大臣 二 階 俊 博 様